

議第89号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 9 月 6 日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1(7)の項中「第 7 条の 6 第 1 項第 1 号 (」を「第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は第18条第22項第 1 号 (それぞれ」に改め、「第68条の 4」の右に「又は第68条の 5 の 2」を加え、「第68条の 5 の 2 第 2 項」を「第68条の 5 の 3 第 2 項」に、「第68条の 5 の 4 第 1 項」を「第68条の 5 の 5 第 1 項」に、「第68条の 5 の 5」を「第68条の 5 の 6」に改める。

第 2 条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1(7)の項中「又は第12項ただし書 (」を「, 第12項ただし書又は第13項ただし書 (それぞれ」に,

法第68条の 3 第 4 項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	160,000	を
法第68条の 3 第 4 項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	160,000	
法第68条の 3 第 7 項 (法第87条第 2 項又は第88条第 2 項前段において準用する場合を含む。) の規定に基づく用途地域に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000	に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年11月30日から施行する。

提案理由

建築基準法の規定に基づく承認、許可又は認定の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに、規定を整備する必要があるので提案する。